

## 平成28年度 第4回市川市自立支援協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時：平成29年3月16日（木）13時00分～15時25分
- 2 場 所：急病診療・ふれあいセンター2階 第2集会室
- 3 出席者：朝比奈委員、磯部委員、上田委員、植野委員、内野委員、大井委員、小原委員、加藤委員、木下委員、田上委員、高木委員、武田委員、富岡委員、中里委員、永井委員、長坂委員、中村委員、西口委員、西村委員、保戸塚委員、松尾委員、水野委員、森田委員、山崎委員  
事務局：市川市 障害者支援課（佐々木課長、渡辺主幹、新正主幹、池澤主幹、大和久副主幹、石田主査、廣田主任主事）  
市川市 発達支援課（野口主幹）  
市川市 障害者施設課（福地主幹）

傍聴：なし

- 4 議 事：
  - (1) 開会
  - (2) 各専門部会・障害者団体連絡会の状況について
  - (3) 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点について
  - (4) 障害者計画策定プロジェクトチームの中間報告
  - (5) その他
  - (6) 閉会

- 5 提出資料：
  - 会議次第及び席次表
  - 資料1-1 相談支援部会資料
  - 資料1-2 生活支援部会資料
  - 資料1-3 就労支援部会資料
  - 資料1-4 障害者団体連絡会資料
  - 資料2 基幹相談支援センターと地域生活支援拠点について
  - 資料3 障害者計画策定プロジェクトチームの中間報告
  - 資料4-1 市川市障害者週間イベント「I♡あいフェスタ」報告
  - 資料4-2 平成28年度 市民後見人養成について
  - 冊子 市川市障害児者ガイドライン
  - 冊子 障害のある方々の暮らしと福祉についての意識調査報告書

【開会 13時00分】

【議事（1）開会】

○事務局により開会宣言。

連絡事項、小原委員と廣田委員より遅れると連絡があったことを報告。

事務局： それでは、ここからの進行は山崎会長にお願いいたします。

山崎会長： ただいまより、平成28年度第4回の自立支援協議会を開催いたします。今年度最後の協議会となります。本日も円滑な議事進行となりますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

今、国の流れが大きく変わっております。地域共生社会という言葉がスローガンとして打ち出されていて、支援している事業所や専門職、障害のある人、地域に暮らす方々も、随分と考えを変えていかなければならないのかなと思います。障害のある方も「生まれ、産み、育て、働き、そして老いていく」その時々について困ったことを分野ごとに切り分けていくのではなく、包括的に考えなくてはいけない。支援者側もそういう考えに変えていかななくては駄目だということ。もう一つは、障害のある方やご高齢の方にとっても一番大きいことだと思いますが、今までサービスを受ける側だった人がサービスを受けるだけでは駄目で「自分たちにも何か出来ることがあったらやっていこう。やってくださいね。」というメッセージが出ている気がします。国に言われるまでもなく、地域の中で暮らしていく仕組みを作っていくに当たっては誰かから何かを受け取るだけでなく、自分たちは何ができるのかを考えていくことがとても大事なことだと思います。その辺りも現場に近い皆さんと意識しながら「この制度でこのサービスを」ということだけではなく、プラスアルファとして「その境界を少し越えていけるような仕組みにするためにはどうしたらいいのだろう」、「自分たちがそこに関わるにはどうしたらいいのだろう」ということを自立支援協議会の中で考えていけたら良いと思います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

【議事（2）各専門部会・障害者団体連絡会の状況について】

山崎会長： まず、専門部会のご報告を相談支援部会からお願いします。

内野委員： （相談支援部会報告 資料1-1参照）

・市川市障害児者相談支援事業所連絡協議会（is-net）（資料1-1 P.2参照）

- ・市川市障害者権利擁護連絡会（資料1-1 P.4 参照）
- ・地域移行支援協議会（資料1-1 P.5 参照）

保戸塚委員： ・障害児支援連絡会（資料1-1 P.6 に基づき説明）

●計画相談に関する意見交換を実施。「相談支援に対する周知が低い」「利用者、事業所ともに相談支援を積極的に活用しようとする動きがない」「教育関係者が計画相談を知らない。相談支援専門員が学校に入ろうとしてもなかなかうまくいかない一因となっている」等。意見を集約し相談支援部会を通して自立支援協議会計画策定プロジェクトチームへ提出した。

永井委員： 重症心身障害児者サポート会議（資料1-1 P.7 に基づき説明）

●重心サポート会議ではリハビリに視点を置き話し合っている。次期障害者計画策定に係るプロジェクトチームへも意見を出していきたい。リハビリに関しては行政の役割と、生活介護、施設系サービスも含め民間がやれることや役割を示していただけるとよりスムーズに進めるのではないかと思う。

内野委員： 相談支援部会からは以上です。

山崎会長： 続きまして、生活支援部会お願いします。

松尾委員： （生活支援部会 報告 資料1-2 参照）

（生活支援部会委員からの意見）

●市川市障害福祉計画に「平成29年度末までに一つ整備する」と謳われているから、とりあえずコーディネーターを配置すればよいということではない。役割の明確化が必要。連携不足や相談機関、受け入れ先の過剰な負担が予想される。グループホームは建てづらい状況で人材確保等の課題もある。体験の場、緊急時の受け皿としてグループホームがあったとしても、何かしらの後ろ盾がないと負担が重い。

●相談支援について。市にがじゅまる、えくるができ皆で頑張ってきた。計画相談を推し進めていこうとしているが、市内に受け皿がなければどうにもならない。現場の支援者と運営法人が苦労を続けている。夜間の支援の場と人材を確保すること。また、一時は入所に繋がったとしても、住み慣れた場所に戻る流れや受け皿を作ることが必要。行政がしっかり生活支援拠点事業の実現に向けて強力で推し進めてほしい。

●医療に繋がる必要性や、体調が安定しない方への支援が増えている。親御さんの支援を受けられない状況が起きた時に安心を求める場所がない。

●色々な機能やサービスがえくるに偏っている状況。地域生活支援拠点の配置は南部の方の利便性も考えて設置してほしい。

山崎会長： それでは就労支援部会、お願いします。

西村委員： （就労支援部会報告 資料1-3 参照）

●就労支援担当者会議・福祉的就労担当者会議での合同研修（3/17）は70名参加予定。

●就労支援担当者会議の次年度の取組みは、一昨年度に実施した特別支援学校向けのB型アセスメントを含めた就労移行支援事業所の説明会を企画する。

●福祉的就労担当者会議の次年度の取組みは、福祉的知識のないパート職員向けの研修の企画等。

山崎会長： 続きまして障害者団体連絡会、お願いします。

大井委員： (障害者団体連絡会報告 資料1-4参照)

●防災プロジェクトチームのリーダーと啓発パンフレット実行委員より現況の報告あり。

木下委員： 防災プロジェクトチームのリーダーの木下です。メンバー7名でスタートし、第1回は防災対策の自助や、共助について協議しました。今まで防災訓練に参加し要望書を提出していますが、なかなか進まない状況の中一つ一つ進めているところです。第2回は「防災訓練に参加した我々に対して一般の方々がどんな感想を持っておられるか」を逆に聞いてみたいということで、地域防災課の方に来ていただき感想を伺いました。災害時は障害がある者も状況は皆さんと一緒にわけで、「我々ができることもあるのではないか」という考え方の一助になったと思います。また、和洋女子大学の震災リーダー研修に今年度初めて参加させていただき、地域生活総合演習の「高齢者・障害者への支援を知ろう」という枠で啓発活動を行いました。学生が110名程参加されており、感想文には「初めて知ったことがたくさんあった」「非常に有意義な講義を聞かせていただいた」等の意見がありました。次年度以降も機会があれば積極的に参加していこうと考えております。

富岡委員： バリアフリーハンドブック編集長をしております。8名程の編集委員が2年間で10回の編集会議を開きました。昨年、自立支援協議会で配布いたしました「市川市自閉症協会」の平野さんが作り上げた“啓発パンフレットの原案”を基にして作成し、最終的に植野委員が編集を行いカラー版の「バリアフリーハンドブック」ができました。県の社会福祉協議会から100万円の助成金をいただきました。現在印刷中で部数は5,000部です。その他に、点字版、DAISY版をそれぞれ300部作らせていただきました。これは視覚障害者のためのものです。市内に2,000部、県内全域に3,000部配布予定で、県内の全ての小・中学校・高等学校・特別支援学校へ一校につき2冊ずつ。凡そ1,200校あるので2,400部位になります。西口委員の尽力で県の教育委員会からOKをいただき、学校配布の見通しが付きました。市内は学校・自治会・民生委員・事業所を中心に配布します。皆様のおかげで今年度末にやっと事業が実現します。4月からは「パンフレットを活用しどのような啓発ができるか」等、皆様のご協力を得たいと思います。山崎会長： 各部会と障害者団体連絡会からのご報告を踏まえて、質疑、意見交換をしたいと思います。何かございますか。

- 大井委員：生活支援部会の地域生活支援拠点について。コーディネーターの配置、予算についてはおっしゃっていましたが、地域生活支援拠点を請負う事業所や施設にも予算を付けてもらいたい。「365 日受け入れ態勢を可能にしなければならぬ」ということで負担があると思うのでよろしくをお願いします。また、重心サポート会議の報告で「リハビリを中心に…」という話がありました。この辺は西口委員の方がよくご存じですが、医療的ケアを必要とする障害者は少なからずいると思います。市内には医療的ケアの提供を含む事業所がなかなかないと聞いておりますので、今後市川市として力を入れてほしいと思います。
- 山崎会長：2 点ありました。生活支援部会の地域生活支援拠点事業の予算について、生活支援部会が回答できるかわかりませんがその辺りと、もう 1 点は相談支援部会の医療的ケアのところですか。
- 松尾委員：障害者団体連絡会からの提言書の中に「事業所の負担を軽減するための何らかの財政的な措置が必要」と入れてくださったのですが、私たちも当然そのように考えています。受け入れ態勢を整えておくということは人的、スペース的にそれを維持するために財政的負担がかかります。そのことについては、市と協議の上で進めて行っていただけたらと思います。
- 山崎会長：財務については部会として「こういう形が望ましい」ということは言えますが、予算が確保できたかどうかはなかなか踏み込めないことなので、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点については後ほど行政から説明がありますので、財政的にプラスアルファがされる見込みなのか等にも触れていただければと思います。
- 2 点目の医療的ケアについては重心サポート会議の永井委員に解説も含めてお願いします。
- 永井委員：「医療的ケアを必要な方に対する支援の場がまだまだ少ないのではないか」ということでしたが、通所に関しては梨香園が平成 30 年度より受け入れを始めますので増えてきている実感はあります。今、一番不足しているのはショートステイで、市内に医療的ケアを必要とする方の泊まりの場がないため他市の施設を利用している状況です。重心サポート会議では、これまでも「お泊りどれみ」というイベントを年 1 回実施してきましたが、4 月以降は月 2、3 回の定期開催ができればと考えています。制度外ではありますが、将来的には制度にのっていけるように自立支援協議会でも話をさせていただきながら取り組んでいきたいと思っています。それが地域生活支援拠点の話にも結び付いていけばと思っております。
- 山崎会長：他にございますか。
- 植野委員：1 点目は、地域生活支援拠点の「コーディネーター」について。新しい仕組み、考え方だと思いますが名称をもう少しわかりやすくしていただきたいと思

ます。手話通訳でもよく「コーディネーター」という言葉を使いますし、教育の方にも「特別支援コーディネーター」という名称があります。「コーディネーター」というのはどういう役割、意味なのかを検討していただければ有難いと思います。この言葉でいえば「生活支援コーディネーター」という意味ですよ。

山崎会長： 地域生活支援拠点に配置されると良いだろうなという「コーディネーター」ということだと思っておりますが、松尾委員いかがですか。

松尾委員： はい。そうです。

植野委員： 今後、制度を作るときにはわかりやすい名称といったことも併せてご検討いただければと思います。

2点目はごみの問題。障害者団体連絡会の会議内での話ですが「ごみ処理場を作るにはいろいろと制約があり、今まで以上にごみの分別の数が増える」ということです。障害者にはそれぞれ特性があり判断が出来兼ねる部分もあります。「そのまま適当に捨てれば良い」というような話も出てきて、残念に思います。同じ市民ですので問題の共有化ということも検討していただきたい。4月1日からスタートしますが、他市の方から「コンビニを利用しても、市川市は非常にごみの分別が多い」と言われており、それがさらに増えるわけです。障害者は混乱しますので説明と、私たちも他市の方への説明が難しいので併せてお含みおきいただきたいと思います。

3点目は公共施設の利用料について。従来は障害者団体の利用料は全額減免だったのですが、今年度から25%負担になったと聞いております。「他の各市は無料なのになぜ市川市は一部でも有料化になるのか」という問い合わせがよくあります。市も財政的に厳しい中、ただで良いとは言いませんが各団体連絡会の会費は非常に少なく幹事は厳しい状況です。そうした団体としての事情もありますが、定期的な会議の度に25%払わなければならない。これは余暇ではなく自助を促すためのきちんとした会議で、他市は無料です。どこへ話を持っていったら良いかわかりませんが、その辺のところもよろしく願いいたします。

山崎会長： ごみの話は我々も分別がどのように変わっていくのかを理解しなくてはならないし、理解した上で各障害の方々にとれくらい、どのようなサポートが必要かを2段階で考えることが必要だと思います。我々は事務局と相談しながら、各専門部会単位で検討するのが良いのではないかと。例えば所管課の方をお招きして我々がしっかり理解する。そして障害がある方にどのように伝えていくのか等は先ず話を聞いてみないとわからないですね。我々も分別が増えるということしかわかっていないので、障害者支援課と相談した上でやっていければいいのかなと思います。

2つ目の公共施設の利用について、公益的な事業を行っている団体に対する貸

与の考え方です。色々な減免の制度があると思いますが、市川市が自己負担の導入に取り組まれているので負担のあり方については、植野委員から出た意見を含めて今後とも話題にさせていただければ良いかと思います。

他にございますか。

富岡委員： 会議の冒頭で山崎会長から「障害のある人もサービスを受ける側に終わらずに社会貢献をとという時代が来ている」というお話でしたので、一つだけ申し上げます。サービス事業所は財政的にも限界があり、働き手も不足しています。私たちも社会貢献を頑張ってやっていかなければならない時代が来ていると思っています。「障害のある方が受け身になってしまうのはなぜか。精神障害であれば人間不信になってしまったのはなぜか」と考えると、障害者基本法が改正されて障害のある人が保護の主体から権利の主体に変わっていることが一番大事だと思うのです。障害を持つ方を「管理する」とか「面倒を見る」といった考えは一切捨て、権利の主体として意見をよく聞いて、「どんな夢を持っているのかをよく聞いて、意見をいう際は仲間外れにしないで」と思います。権利の主体として立つことができれば社会貢献もきっとできるであろう。自分の権利が認められていない所では他人様のために働くことはできないわけですから、それはセットなのだということを言いたいと思います。考え方を 180 度変えていただければ財政不足、人手不足の中でもやっていけることは多いと思います。

山崎会長： ご意見ありがとうございます。

朝比奈副会長： 先ほど植野委員から出されたごみの問題が、実はすごく大事なのではないかと思います。がじゅまるでも身近に頼る方のいないひとり暮らしの方の生活を相談という形で支えています。住民として手帳を扉の前に貼って生きているわけではないので、一人の住民としてどうやってルールを守り、義務を果たしていくかということが常々問われていて、そこを含めてのサポートを求められています。当事者と繋がっている私たちだけが支えていくのではなく、地域福祉の活動に参加している方々にも教えていただきながら、地域の住民として生きていくということがとても大事です。ごみということがトピックで出てきましたが、すごくわかりやすく現実に起きているトラブルの象徴である事柄ですので、行政とご本人たちとか、支援者とご本人たちではなくて近隣の住民の方も一緒に教えていただいて、ごみステーションの清掃に参加するといった展開に持っていけばごみの問題に留まらないのではないかと思います。今後とも意識的に取り上げていければ良いのかなと思います。

山崎会長： その通りだと思います。これをきっかけに地域の人と繋がっていくことも大事でしょうし、裏を返せばそういった些細なことから近所の方々とうまくいかなくなる典型的な例がごみ出しの問題だと思います。認知症や障害により

うまく分別できない人たちもいるでしょうから「トラブルになるのはどういったことなのか」「防ぐためにはどういった声かけが必要なのか」等を問いかけていきたいと思います。他にはございますか。

植野委員： 公共施設の使用の減免について補足です。減免には地域貢献という一定の条件があると書かれています。今まで無料だったものを25%にするのは逆だと思います。地域貢献といったその辺の説明も今ひとつわからない部分があります。自治会の集まりは行政では見えない部分の課題を話し合い行政に出すということですが、これは障害者団体の集まりにも共通しているのではないかと。行政では見えない障害者の特性を話し合い行政に出していく取組みで、これも一つの貢献につながるのではないかとということにご理解いただければと思います。

山崎会長： ありがとうございます。その辺のところも考えていかないといけないですね。そろそろ次の議題に行きたいと思いますが、よろしいですか。  
(異議なし)

### 【議事（3）基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点について】

山崎会長： 冒頭に申し上げました「対象者を切り分けるのではなく包括的になっていかなければいけない」ということで、障害がある方の相談の仕組みで一番のポイントになると思われる「基幹相談支援センター」と、先ほどから話題に出ている「地域生活支援拠点」について事務局から今後の方向性のご説明をお願いします。

事務局： 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点について（資料2参照）  
(池澤主幹) 現状の障害者相談支援体制は、直営3ヶ所、委託1箇所にて実施しています。直営の3箇所は市役所の障害者支援課、大洲の障害者地域生活支援センター、南八幡メンタルサポートセンターです。委託の1箇所は、基幹型支援センターえくるです。この相談体制をさらに充実するため、平成29年度から、障害者支援課の体制を見直すとともに、委託による基幹相談支援センターを設置することとしました。来年度につきましては、障害者支援課の機能を一元化するとともに、業務を整理し、業務の質の向上を図ります。また、相談業務委託につきましては、長く「基幹型支援センターえくる」として業務を行っていただきましたが、来年度からは「基幹相談支援センター」として急病診療・ふれあいセンター3階と行徳支所の1階で、引き続き特定非営利活動法人ほっとハートに業務を委託し実施していただく予定になっております。より中核的な役割を担うセンターとなりますが、その名称、通称名につきましては、相談支援部会の皆様のご意見なども伺い、変更することのデメリットが大きいと判断し、引き続き「えくる」という名称を使用することになりました。



た。

基幹相談支援センターの役割についてです。従前からお示ししているものとの変更点を中心にお伝えします。今までの案では、災害対策と啓発、地域生活支援拠点のコーディネート機能が基幹の業務として入っておりました。しかし、「基幹相談支援センター」の規模がほぼ定まったことを受け、検討した結果、また、現時点では行政が整理し取り組むべき役割が大きいものについては、基幹の業務からはずし、皆様も含めともに検討する項目といたしました。特に地域生活支援拠点については、生活支援部会の皆様に真摯にご検討いただき、当初コーディネート機能を業務としてお伝えしておりましたが、緊急時の対応、引き受ける施設などが未整備であることや、独立した事業としての位置づけにはまだ至らないことから、この時点で文言だけを一人歩きさせるのではなく、引き続き検討を継続していただき、市としても協議を続けるという結論に至りました。国の示す年度が先延ばしになるなど、課題が多い状況にありますが、引き続きの検討をよろしく願いいたします。また、『基幹相談支援センター』の評価機能につきましては、主にその業務の伴走、並走、検証、評価をその役割と考えております。ただ単に良し悪しを決めることではなく、その機能の精査、質の向上、とともに相談支援の課題が整理できることを狙いとしております。そこで、市としましては、協議会や部会から数名ずつお越しいただき、評価チームを組織して、定期的を開催するという案と、既存の相談支援部会にその機能を追加するという案を考えましたが、その他の案も含め、ご協議いただくと助かります。ご意見を頂戴し、市としての考え方をまとめた上で、来年度のしかるべき時期に開始できたらと考えております。「基幹相談支援センター」および自立支援協議会等の業務内容および関連は以上となります。最後になりますが、民営化および委託が予定されております事業について、整理してこの説明を終了いたします。

南八幡メンタルサポートセンターにつきましては、地域活動支援センターⅠ型として業務を実施しておりましたが、Ⅲ型として民営化し、社会福祉法人ネットワークに担っていただくこととしました。相談業務については、障害者支援課にて担う部分と、「基幹相談支援センター」にお願いする部分とが出てまいります。障害者地域生活支援センターの業務については、ほぼ障害者支援課にて対応いたします。相談業務については、メンタルサポートセンター同様、障害者支援課にて対応する場合と、「基幹相談支援センター」にお願いする場合があります。これらの新たな連絡先等については、虐待防止センターの連絡先等を含め、4月の広報に掲載予定となっております。なるべく市民の皆様に混乱が生じることがないように、努めてまいります。お気づきの点がありましたら、何卒ご連絡をよろしく願い申し上げます。また、市役所の建て替えに伴い、5月のゴールデンウィーク中には、障害者支援課が移転予

定となっております。ご面倒おかけしますがよろしく願いいたします。障害者支援課からの説明は以上です。

山崎会長： 基幹相談支援センターの業務内容が決定したというご報告と、地域生活支援拠点については基幹相談支援センターでやろうと取り組んでいただけれども、まだ足元がおぼつかないの継続協議にするということ。そして、これまで行政が担ってきた部分をどこが担うのかというようなご説明でした。皆様からご意見、ご質問あればどうぞ。

植野委員： 2点質問があります。基幹相談支援センターの委託について。障害者差別解消法では、行政であれば合理的配慮は法的義務、民間であれば努力義務という規定になっておりますが委託の場合はどういう形でどちらになるのかを伺いたい。2点目は、基幹相談支援センターに相談に来た場合、手話通訳の保障はどうなるのかも伺いたいです。

事務局： 1点目のご質問ですが、委託事業は民間事業者の扱いですので、合理的配慮の提供については努力義務の扱いになります。具体的には、厚生労働省の対応指針に則った形の対応を求められると思います。2点目の手話通訳等の派遣については、これまでと同様の扱いになるものをご理解いただければと思います。委託業務が総合相談事業から基幹相談支援事業に変わったことで扱いが変わるものではありませんので、これまでと同様に派遣等は行ってまいります。

植野委員： つまり、公的派遣でしていただけるということですか。

事務局： そうです。

(池澤主幹)

山崎会長： 他にいかがでしょうか。

木下委員： 災害対策については、基幹相談支援センターに移らない業務ということであれば、障害者支援課の方で障害者の防災対策についてのマニュアルを作る等はしていただけるのでしょうか。

事務局： 一義的に障害者支援課が窓口になるというよりは、一緒に考えていくようなイメージをお考えいただければと思います。色々な要望等を出す時に、これまで障害者団体連絡会では直接危機管理課や地域防災課に行かれていたと思いますが、できればアクションを起こす前に、障害者支援課や基幹相談支援センターと一緒に動いていただけると、単独の行動ではなく地域の関係者も巻き込んだ動きに出来るのではないかと考えております。そういった主旨から、窓口を障害者支援課にするというのではなくご相談をしながらやっていけるような体制ができるといいのではないかと考えています。

木下委員： 私どもは地域防災課等に直接接させていただいて対応していたのですが、やはり私たちの相談すべき窓口は障害者支援課と理解してよろしいですか。そうであれば、今後とも相談させていただいて、障害者支援課、地域防災課

と縦割りの中で調整はそちらでやっていただくということでよろしいでしょうか。

事務局： はい。おっしゃるような形で結構でございます。

(池澤主幹)

山崎委員： 他にございますか。

大井委員： 3点あります。1点目は、先ほども話しました地域生活支援拠点の緊急時の施設の予算について、今後検討して欲しいということ。2点目は基幹相談支援センターでピアスタッフとして障害者の雇用をして欲しい。当事者だから分かり合える部分、支援できる部分があると思います。ピアサポートに関する業務というところに入っているのかなと思うのですが、はっきりお聞きしたい。三つ目は防災対策について。提言書には「第2次福祉避難室の中核を担ってほしい」と書いたのですが、今、防災訓練では第1次福祉避難室までですよね。一般市民の方ができるのはやはり第一次福祉避難室までだと思うのです。第2次福祉避難室に於いては、医療的ケアを必要とする障害者や専門的知識があった方が良い障害者が集まってくることが想定されます。災害が起きたらすぐに第2次福祉避難室を必要とする障害者がいるということをおわかってほしい。自立支援協議会としても防災対策についてもう少し検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

山崎会長： 地域生活支援拠点については業務が開始しないと私は思っていたのですが、予算を含めてどうなるのかは事務局の方からはっきりご回答いただいた方が明解かと思えます。それと基幹相談支援センターにピアスタッフの配置の有無と理由を言っていただければ、これも明瞭になると思えます。3点目の防災対策については先ほどのご回答と重複するのかなと思いました。というのは、今後も市のご担当の課と自立支援協議会と団体連絡会の皆さんも含めて継続の協議となっているので、どこかをメインにしてこの話題をお願いするというのは先ほどの回答と違ってくると思いました。よろしく願います。

事務局： ご質問の1点目について、地域生活支援拠点についての予算取りですが具体的な額はまだ詰めておりません。ただ、今年度中から基幹相談支援センターの委託と共に、将来的に地域生活支援拠点事業を行うというスタンスで動いておりますので当然そういう目的を持って、来年度中に予算折衝を行うという考えでおります。ですので、現在は具体的な見積もりは行っておりません。

(池澤主幹)： 2点目のピアサポートに関してですが、当面ここに想定しているピアサポートに関する業務というのは、昨年度えくるで試行的事業として行った「えんつむり」という障害当事者を中心にした日中の活動等を中心に行っていくイメージです。そういった当事者同士の活動を続けていった先に一つの可能性としてピアスタッフの雇用というものが有り得ると考えております。

3点目の福祉避難所については、現在福祉部内でも早急に取り組まなければい

けない課題として認識をしておりますので、関係各課で運営について協議をしていく予定になっております。

西口委員：生活支援部会の報告に書かれていたところで、「拠点事業のコーディネーターの配置が難しいから平成32年度まで延期した。これは国も同様だから」ということですが、コーディネーターの配置についての予算はどこになるのか。これまで言っていたように民間の努力によるのかということと、コーディネーターを配置できるほどの規模がないと今後、地域生活支援拠点の受け入れ先としては成し得ないのでしょうか。「コーディネーターって、そんなに簡単にできないのだから」という思いが私の中ではあるので、そのための勉強会とかキャリアを積むために年数をかけて行うのでしょうか、かかる費用等に踏み込んでいかないと難しいと思います。

山崎会長：地域生活支援拠点事業はすぐさま事業化しないということが、皆様になかなか伝わりにくいのではないかと思います。29年度からやる前提だと、「養成のためのお金をどうするのか」、「配置の人件費はどうするのか」といった話に繋がるわけです。29年度にやれるのか、やれないのかを最初に回答していただいた方が良くと思います。

西口委員：29年度にやるとは思っていません。32年度まで延長するという事なので、ただ、その2年間の間で養成するための費用負担をどこがするのか今の段階では出ていないのでそこがあやふやだなと思うところです。別に養成しないのかな。しないわけでもないでしょうが、それを取り込んでいただきたいという私からの生活支援部会への提言と取っていただいても良いです。部会で検討していただき、市に要望していただければ別に今回答を、とは思いません。ただ、それを「まだ4年あるからいい」と先延ばししないで、「4年しかない」と考えコーディネートをしていかないと、相談支援事業も何年もかかってやっと今基盤を作っているような状態なので、そうならないように今からやって欲しいという要望です。今すぐ回答はおりません。

山崎会長：生活支援部会、もちろん行政も含めて、この事業をやるに当たって寝かせてしまうのではなく、きちんと調整をしてくださいということでした。

森田委員：基幹相談支援センターの②（資料2 P.2）に権利擁護に関する業務が入っていて、特に虐待防止センターの窓口については非常に心配しています。今までは行政が窓口になっていたのが公的な機関の安心感みたいなものがありました。それを今度はえくるが引き受けて市川市への報告という形になるのですが、その役割分担ですね。一義的に受けた報告を全て伝えていくのか、役割分担が見えてこないのか、守秘義務や本当の虐待事案が来た時の対応等はどうするのか。行政とはどう連携を取るのか等について知りたいと思います。

事務局：虐待防止センターにつきましては、最初の受付窓口を基幹相談支援センター（池澤主幹）にお願いして事案の緊急性の判断は市に求めるという流れを想定しております。

す。虐待防止センターのマニュアルがありますので、それを双方で共有することによって食い違いが起きないようにしていきたいと思います。

朝比奈委員： 市の相談支援（直営）の業務内容①相談支援（困難ケース対応等）とあって、市が全く個別の相談を手放すわけではないと私は理解しています。市民にとって、例えば「市に直接言った方が安心」ということがあれば、それは障害者支援課として相談を受理して頂けるのではないかと考えているのですがいかがでしょうか。

事務局： おっしゃっていただいた通りです。委託するのは一報を受け付ける窓口の部分で、そのあとの調査権等はこちらに残っているので細かいところは私たちの方でしっかりやっていくということです。

山崎会長： いきなり市役所に通報や困難ケースがいった場合「先ずどこそこへ行ってください」ということにはならないと理解してよろしいですか。虐待については、高齢者分野は地域包括支援センターが受理して調査等は行政がやるというように大分整理されてきていますが、ベースになるものの違いもあるのでその辺は慎重にお願いしたいと思います。「ここからここまではこの担当です。」と言っている間にそのケース自体が宙ぶらりんになってしまい虐待の状態がある一定の時間以上続くという懸念されています。アメリカ等では「何時間以内に何をする」という形が求められているので、大切な命が失われることがないように私からもお願いします。他にはいかがですか。

朝比奈委員： 2点あります。1点目は基幹相談支援センターの業務の③住宅入居支援業務（居住サポート事業）について。これは基幹型相談支援センターえくるが行ってきて、私たちも大変頼りにしている機能です。がじゅまるの相談でも入居支援が非常に多く、私が兼務している「生活サポートセンター そら」でもニーズが多く標準化された業務になりつつあります。全国的にも話題になっています。問題は孤立されている方で保証人が立てられない場合、家族がいれば保証人代行会社を使えますが、緊急連絡先すらない方がかなりいます。保証会社に加入して家賃の不払い等はそちらで保証するが、その方に何かあった時に「誰が駆けつけてくれますか」ということで、がじゅまるでもやむを得ず緊急連絡先を引き受けている方が何人かいらっしゃいます。恐らく、えくるもこの業務を延長線上でやるとなるとそれは避けられないだろうと思っています。ガンバの会は200人を超える保証人を提供しています。地域の中で仕組みにしていけないとどうしようもない状況です。これは社会を巻き込んで一緒に考えていくことができないかなと思います。例えば、三重県伊賀市の社会福祉協議会ではそうした取り組みが進んでいるので、山崎会長と取り組んでいけたら良いのではないかと思います。もう一つは、基幹相談支援センターの評価について。冒頭に会長からご説明があったように、全世代対応の共生型社会の仕組み作りを求められるという観点からすると、65歳問題は

大きな課題になっているし、こどもについても 18 歳で連続性が担保されているかという点はまだまだ距離がある。生活困窮の分野では手帳を取れるか取れないかといったボーダーの方や、診断の付いていない生活のしづらさを抱えている方がたくさんいます。重なり合う領域がたくさんあるので自立支援協議会の中だけで評価をするのではなく、広いテーブルで評価をしていただけるようにご検討をお願いします。

山崎会長： 皆様からも「こういう人が評価に参加すべきだ」というご意見があれば言っていたらと思います。他にはいかがですか。

高木副会長： 障害者団体連絡会のご報告にありました和洋女子大学の震災リーダー研修では、当学生に周知の機会をいただきありがとうございます。お礼を申し上げます。地域生活支援拠点のコーディネーター配置について、予算化が必要ということで少し待つということは良いと思います。予算化をした上でコーディネート機能を基幹相談支援センターにきっちり位置づけることは大事だと思うのですが、コーディネーターは一人ではなく、恐らく基幹相談支援センターの職員は皆コーディネーターの役割を担うのだろうという理解でよろしいですか。もう一つは、面的整備について。体験の場や緊急時の泊りの場への協力を事業所に呼びかけてはいるが協力する事業所が少なくできないのか、それとも、まだコーディネーターも配置されていないのでこれからということなのかを教えてください。

事務局： 地域生活支援拠点という事業が現時点では非常にわかりにくいものになっていて、「何をどこに配置し、どこに予算を付けたらしっかりしたものになるか」等を生活支援部会で話し合ってもずれが出てきます。西口委員のご意見はとても感じる部分はあるのですが、事業としてどうするかをなかなかお伝えできず申し訳なく思っています。コーディネート機能について、「基幹相談支援センターに配置される全ての相談員が対応できるべき」というご意見はその通りだと感じます。ただ、生活支援部会の皆さんの話からは、拠点のコーディネートをする人は単に相談に応じるというより、グループホーム支援ワーカーが現在行っている「緊急時の泊まれる場所を把握し、ネットワークを作りコーディネートをする役割が担えないといざという時に役に立たない」とおっしゃっているように聞こえます。そうすると「基幹相談支援センターの相談員は、それに対応する力を付けておかなければならないけれど、拠点のコーディネーターとしてはそれでは物足りなく、もう一歩進んだ役割が必要である。」と聞こえます。予算化していく時には「面的整備を引き受けてくれる所と連携しました。」というだけでは事業として成り立たず、そこにはどのように予算を付けるかをしっかりしないと場の維持が難しいと感じ取れます。他の地域がモデル事業として実施しているのを見ると、病院がほとんど無償で毎日 1 室提供しているといった市川の現状ではありえないやり方

をしているところや、泊りの場にしっかり予算を付けてそこにコーディネーターを配置するところ等、色々あります。市川市としてはどのような形が良いのかを引き続き考えていかなければいけないと思っています。来年度基幹相談支援センターにコーディネート機能を付けて更に検討していければと思ったのですが、名前だけ付いて事業を実施したということになってはいけませんので、今回は基幹相談支援センターの仕様書に入れずに検討をしていくとしたところですが、ここで、武田委員にコーディネートの機能について簡単にご説明とご意見をいただけたらと思います。

武田委員： グループホーム支援ワーカーとしては、緊急時の対応でコーディネートをしているケースはほとんどなく、その辺はがじゅまる、えくるが先手を切ってやって下さっているところだと思います。私はグループホームが専門ですが、拠点に関しては地域資源を十分に理解している必要があります、ショートステイの空き状況やレスパイトの利用等も把握しながら、緊急時はとにかく寝食できるところに繋いでいくということになります。緊急連絡先がない方については、グループホームで対応してくれる場合もありますが、それは法人が泣いているという状況です。グループホーム事業もそれほど大きな金額でやっているわけではないので、予算化されずに法人の負担が増加するのでは受け手がない等の懸念があります。

高木副会長： 面的整備をやる上では、小規模の所に緊急時の受入れを依頼しても人員に余裕がないため結局対応できないということで、面的とは言っても比較的大きな施設に空きベッドの提供をお願いする所が多いのかなと思っています。ショートステイとしての一般的な報酬は得られるわけですが、その他の緊急時対応の加算等の予算をどうするかといった話ですか。

磯部委員： 高木副会長の質問に関して言うならば、面的整備だけではどうにもならないのが現状で、どこかにお願いするにしても無償では続くわけがないのですが、その辺についての丁寧な議論はまだ進んでいないのです。現状の把握をしたということですが、ただ、生活支援拠点事業となった時にショートステイとして支給決定されていなければ受けることができませんよね。後から遡及してお金は出ませんから。では誰が見てくれるのかというと、きっとレスパイト事業所がどこの誰かわからない人でも受けていくのです。運営に補助をもらっている事業所と、そうでない所では費用の負担も違う。様々な団体が一生懸命やってくれているという状況はあるのですが、それらをこれから繋ぎ合わせながら各法人が困らないように、報酬等についても具体的に検討する時間的な猶予をいただいたと思っています。ここから詰めていければいいところですが、それから、面的整備はもう足りているとおっしゃっていましたが、全然足りていないです。どうしても必要ということで当法人は単独短期入所施設を開設しましたが結果どうでしょうか。何とかサポートを受けな

がら地域で生きていますが「この先はどうやって生きていくのか」という課題が目前にあります。当法人は知的障害の方が多くですが、「今後どうやって支えていくか」についても、相談支援部会の皆さんや基幹相談支援センターの皆さんと考えていきたい。そして、南部の短期入所施設の必要性等も提言していきたい。この与えられた数年間で情報収集、協議をして最優先と思われることからしっかり提言し具現化していかないと、これから大変な時代を迎えることになると思っています。

高木副会長： 面的整備と言いつつもまだ足りない状況で、ここ数年でそれをやっていくということですね。私が言いたかったのは、体験の場等もあるので報酬もうまく組み合わせないと全部予算化ということにはならないということです。

山崎会長： 他にございますか。

富岡委員： 緊急 緊急と皆さんが言っているのは親の高齢化や家庭内暴力、親が急病で倒れた等、様々な場面のことだと思います。その際に「ショートステイに入れるか」、「ショートステイに看護師がいるか」等色々な問題があります。とにかくどうにかしなくてはいけないという事態ですが、裏を返せば今までは親御さんが頑張ってきたということです。これからは考え方を少し変えて、我々障害を持つ者も親に依存せず主体的にやらなければならないのですが、そこが難しいところです。親亡き後という大きな課題があり、緊急時の対応が目前にあり、隔離・収容ではなく地域でという理念があるのでこういう場面が浮かび上がっているのだと思います。

山崎会長： 地域生活支援拠点の事業については、引き受ける施設側から話をしている時と段取りをするコーディネーターとして話をしている時があって、今はどの話をしているかがわからないと混乱してしまいました。「この事業はどういう担当の人がどういう役割をして、どこにお金や手間がかかるのか」を整理していただきたいと思います。その上で「この部分が薄い」と言っただけだとわかりやすいと思います。

田上委員： コーディネーターと言っていますが、本来基幹相談支援センターに配置される全ての方がその技能を持っていないと務まらないのではないですかね。一人だけコーディネーターを配置して済む問題じゃない。だからそれをうまくやるには基幹相談支援センターにより多くの人を配置できるように予算化する。そして、受入れ先に費用が発生した時の予算はどこが持つのか等の問題もある。コーディネーターが置けないからどうのじゃなくて、ここに配置される人は全員コーディネート業務ができなければこのセンターの役割は果たせないと思います。

磯部委員： 基幹相談支援センターには、かなり地域に精通していて今までえくるが行ってきたことをそのまま実践できる方が配置されるだろうと思っています。今回なぜコーディネート機能という文字を削除したかということ、基幹相談支援



センターの中で緊急時のコーディネーター的なことを多分やりますが、その時に「この部分が大変でここにお金が付かないとやれない」といった整理をしていかないと予算化するにも行政に伝える材料がないということからです。地域生活支援拠点（コーディネート機能）と入れてしまうと、「事業としてやりました」と思われてしまうかもしれないので削除した方が良いのではと生活支援部会に提案しました。数年かけてじっくり行政と話し合いながら積み上げていかないと予算化は難しいと思ったので文言を抜いただけで、「コーディネート機能という言葉が抜けたからやらない」とは思っていません。当然やって下さるだろうし、それができるスタッフの方々が配置されるだろうと私は思っています。

松尾委員： 補足します。もし可能であれば、基幹相談支援センターのイメージ案の図で3つの所にまたがっている地域生活支援拠点については、平成29年度は事業として実施しないという方向で生活支援部会でも協議した所なので、地域生活支援拠点の検討といった言葉に置き換えていただくと良いと思います。いかがでしょうか。

山崎委員： 事務局はいかがでしょうか。

事務局： はい。そのようにさせていただきます。

(渡辺主幹)

山崎会長： このような議論になるのは、やはり少しわかりにくいのだろうという気がします。実際に業務が始まるとそれに対応するニーズが出てくるだろうから、どのような人員配置、人数が必要か等の協議を積み重ねて本会議に報告していただき、生活支援拠点の面的整備を含めてしっかりした事業として進めていけるようにできればよいと思います。

植野委員： 基幹相談支援センター大洲と行徳は、別々に独立した形になるのでしょうか。どちらがサテライトなのか念のために教えていただきたいと思います。

事務局： 2箇所どちらかがサテライトというわけではなく、2箇所で一体的に運営していくことを想定しています。

山崎会長： 本日は3時までの予定でしたが、終わりそうにないのでご予定がある方は離席していただいて結構です。申し訳ありません。それでは次の議題にさせていただきます。

#### 【議事4 障害者計画策定プロジェクトチームの中間報告】

山崎会長： 障害者計画の策定プロジェクトの中間報告を事務局からお願いします。

事務局： 市川市障害者計画基本計画策定に係る自立支援協議会プロジェクトチーム中間報告（資料3参照）  
(石田主査)

- 山崎会長： ありがとうございます。プロジェクトチームの中間報告と、意識調査についてのご案内をいただきました。ご質問、ご意見あればどうぞ。
- 植野委員： 意識調査は大変だったと思います。非常に参考になりました。意見を申し上げたいのは重複障害のある方について。意思疎通に関して非常に困難を伴うわけですね。盲ろうの方は孤立しているという状況があるし、知的障害の方でも、ろう者の方は孤立しています。マイノリティーというのが特徴になっています。調査によってはまた違った形が出てくると思いますので、再度の調査の時には是非お考えいただきたいと思います。
- 事務局：  
(石田主査) 今回のアンケート調査は3000人規模でさせていただいたのですが、当然全てのニーズを拾いきれているとは考えておりません。おっしゃる通り、重複障害やマイノリティーの方の意見を計画に反映させるのは非常に貴重な視点だと思っています。障害者団体連絡会に参加している団体に対しては、計画策定に向けたヒアリングを来月個別にさせていただく予定ですので、そこからも意見を吸い上げてより良い計画にしたいと思っています。
- 山崎会長： 後にその他ということで、事務局から2点ご報告があります。

#### 【議事5 その他】

- 障害者支援課 渡辺主幹より、市川市障害者週間イベント「I♥あいフェスタ」について報告  
(資料4-1参照)
- 障害者支援課 新正主幹より、「平成28年度 市民後見人養成について」説明(資料4-2参照)
- 山崎会長： 後見事業に関しては私ども社会福祉協議会が受託業務としてやっておりますが、まだまだこれからかなと感じています。第1回修了生の感想で「実習で色々な施設に行き、障害のある方や認知症の高齢者に会えたのもっとやってみたい」というものがありました。お伝えしたかったのは、施設のボランティアになるのではなく後見人というのは「障害者自身から見るとどのように世界が見えるのか」、「障害者自身の権利を守るために何をしなければいけないのか」という視点が必要です。ただ、これを伝え続けるとどうしてもポジションがずれて、いわゆる福祉サービスの支援者になってしまいがちです。是非皆さんにお願いしたいのは、後見人あるいは後見人の候補者として皆さんの事業者や施設に行ったときには、施設の従業員になる人ではなく、この人自身を支える第三者ということでおこがましいですが皆さんが教育者となって市民後見人の要請にご協力をいただきたいと思います。
- それでは、今日の議題はこれで全て終わりました。他になければ事務局にお返ししようと思いますがよろしいでしょうか。

大井委員： 最後の一つだけ。今まで自立支援協議会で防災対策について話されてきていないと思います。各事業所、施設によって防災対策はまちまちだという話も聞いています。日中活動事業所、宿泊施設、グループホーム等についてある程度一定した防災対策の話を自立支援協議会でもしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

山崎会長： 今日の話題の新しい相談支援体制の中で、啓発と地域生活支援拠点と災害対策については、事務局である行政と自立支援協議会と基幹相談支援センターの共通の検討事項としてこれから取り組むということで話がまとまっていると思います。

大井委員： これから検討し、自立支援協議会で話し合っていくと受け取ってよろしいですね。

山崎会長： 自立支援協議会だけでやるわけではないです。

大井委員： 事務局も含めてということですね。わかりました。

山崎会長： それでは事務局にお返しします。

事務局： 皆様長時間に渡り、ご審議いただきありがとうございました。今年度の自立支援協議会は本日が最後になりますので、障害者支援課長よりご挨拶させていただきます。

事務局： 本日は、年度末のご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

(佐々木課長) 来年、再来年度に向けまして、まだまだ課題が山積しております。市としましては丁寧の一つ一つ取り組んで参りたいと思います。今後ともどうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

事務局： 次回の協議会につきましては、平成 29 年 5 月頃を予定しております。日時や  
(新正主幹) 開催場所につきましては、決まり次第、お知らせしたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

## 【議事 6 閉会】

山崎会長： これで、平成 28 年度第 4 回の自立支援協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

## 【閉会 15 : 25】